

昭和59年 3月15日

(毎月1日・15日発行)



ごじょうめ

No. 488



九年間学んだ校舎を後に(13日・富津内小中学校で)

(広報紙中にある写真を欲しい方にはおあげします)

発行/五城目町役場 編集/文書広報課 TEL 0188 (52) 2100 (代)

印刷/湖東印刷所

三月と節目

今年は例年になく大雪で、周囲にはまだたくさん雪が残っています。それでも三月の声を聞くと、日増しに暖かくなってくるのが分かります。天気の良い日は、屋根の雪が滴となって落ちますし、道路の雪も融けて小さな流れを作ります。

春三月、明るく開放的な響きを持ったこの言葉を、雪国に住む私たちは肌で受けとめることができます。

そして三月は、「節目」の月です。転勤、異動などが多く、子供たちにとっても進級や進学、卒業をひかえ、ふだんと違ったあわただしさがあります。また、進学、就職の決まった子供たちは、新しい環境への期待や不安でいっぱいですが、春休みは夏や冬の休みと違った開放感があります。毎年この時期になると、非行や家出が多くなるそうです。

ところで、この春、町内の中学校を卒業する生徒は二百二十三人で、昨年より四十三人少なくなっています。学校別では、五城目第一中学校二百二人、杉沢中学校八人、富津内中学校十三人で、ほとんどの生徒が高校に進学することになっています。

三月は別名「弥生」と呼ばれるほか、花月、嘉月、称月、春惜月、花津月、夢見月など、異名の多い月です。

弥生(やよい)という呼び方は、すべての草木が、春の暖かい陽気に恵まれて、弥生(いやよ)い育つ、という意味からきているそうです。中学校を卒業されるみなさんは、義務教育の修了を次の段階への出発点として、新たな目標に向かって雄雄しく羽ばたいてください。

3月定例町議会

町内施設の料金を改正

59年度 一般会計 32億3千7百万円

三月定例町議会は、三月二日から八日までの七日間の日程で開かれ、昭和五十九年度一般会計当初予算案や昭和五十八年度一般会計補正予算案、町内施設の料金

改定案など二十五議案を審議し、全議案を原案通り可決しました。これにより、広域体育館、町民センター、温水プールなどの使用料が改定されたほか、森林資料館の入館料やテニスコート、弓道場の使用料も新たに定められました。

五十九年度一般会計予算

昭和五十九年度一般会計予算は総額三十二億三千七百万円、五十八年度当初予算に比較して三億五千二百五十万円の減額となっています。

しかし、五十八年度は、ごみ処理場建設事業費に三億八千四百七十二万七千円、森林資料館建設事業費に七千七百二十四万一千円を計上しており、これらの分を差し引きますと一億九百四十六万八千円の実質増額となります。

歳入歳出予算の内訳は次のとおりです。

【歳入】

- ▽町税：六億六千八百一十九万九千円
- ▽地方譲与税：三九〇〇万円
- ▽自動車取得税交付金：一一〇〇万円
- ▽地方交付税：一二億四二〇六万二千円
- ▽交通安全対策特別交付金：五〇万円
- ▽分担金および負担金：三二五七万四千円
- ▽使用料および手数料：三二五七万四千円

【歳出】

- ▽国庫支出金：七億七千四百四十四万四千円
- ▽県支出金：二億四〇三六万九千九百九十九円
- ▽財産収入：四億七千八百六十五万五千円
- ▽寄附金：一億五〇三十八万七千七百七十七円
- ▽繰入金：一四八八万八千八百八十八円
- ▽繰越金：一千万円
- ▽諸収入：八一五八万八千八百八十八円
- ▽町債：二億一〇二〇万二千二百二十二円
- ▽議会費：六〇三十八万六千六百六十六円
- ▽総務費：一億六二二〇万七千七百七十七円
- ▽民生費：二億一八五二万八千八百八十八円
- ▽衛生費：八七二二万四千四百四十四円
- ▽労働費：二一八五万四千四百四十四円
- ▽農林水産費：四億七千九百九十九万九千九百九十九円
- ▽商工費：三九六三万三千三百三十三円
- ▽土木費：四億三〇九八万三千三百三十三円
- ▽消防費：二九八八万二千二百二十二円
- ▽教育費：一億九百三十八万七千四百四十四円
- ▽災害復旧費：七三六〇万二千二百二十二円
- ▽公債費：六億一〇七五万二千二百二十二円

【歳入】

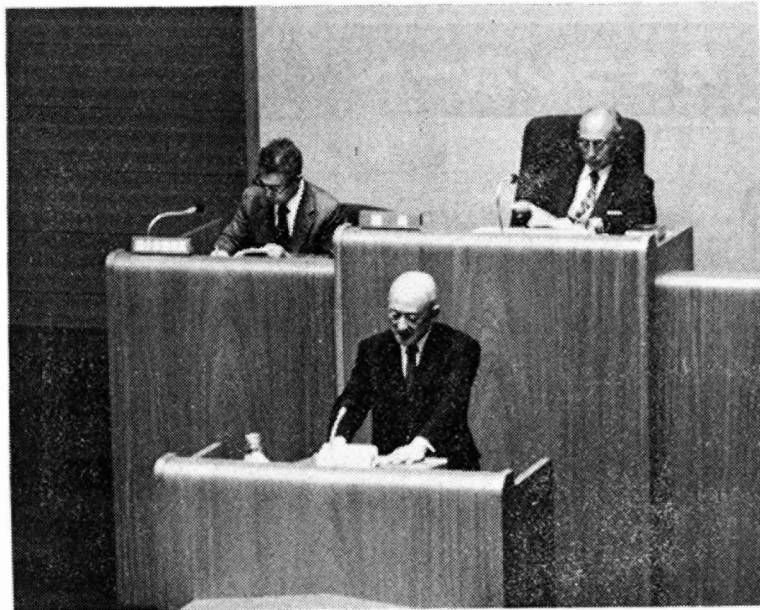
- ▽諸支出金：五億四〇五万七千七百七十七円
- ▽職員費：七億七二〇五万八千八百八十八円
- ▽予備費：三九五万一千一百一十一円
- ▽五十九年度国民健康保険特別会計予算：七億四七三二万四千四百四十四円（伸率一二・九％）
- ▽五十九年度老人保健（医療）事業特別会計予算：六億六四九二万九千九百九十九円（伸率四七・八％）
- ▽五十九年度簡易水道事業特別会計予算：六九二万四千四百四十四円（伸率八・三％）
- ▽五十九年度水道事業会計予算：一億三三六万九千九百九十九円（伸率〇・六％）
- ▽五十八年度一般会計予算：昭和五十八年度一般会計予算の補正額は、八千五百八十六万六千六百六十六円、予算総額は三十七億六千三百七十七万七千七百七十七円、今回の補正は、各事業の決定に伴うものが主で、歳入歳出予算補

正の内容は次のとおりです。

- ▽災害復旧費：一四三万一千円減額
- ▽公債費：六六九〇万三千円減額
- ▽諸支出金：一九九八万八千八百八十八円減額
- ▽職員費：三六八万一千円減額
- ▽予備費：二六五万六千六百六十六円増額
- ▽五十八年度国民健康保険特別会計予算：六六四万三千円増額
- ▽総額：七億四五六〇万一千円
- ▽五十八年度老人保健（医療）特別会計予算：七六八万四千円増額
- ▽総額：六億一三一九万六千六百六十六円
- ▽五十八年度簡易水道事業特別会計予算：二八万一千円増額
- ▽補正額：六九五万八千八百八十八円
- ▽五十八年度水道事業会計予算：八千円増額
- ▽総額：一億二八〇万九千九百九十九円
- ▽消防職員を一人増員
- ▽五十九年度から、消防職員の定数を一人増やして二十七人とするになりました。これは、年々増加する救急業務に対応するための改正です。消防職員の定数改正は、昭和三十九年に二十三人から二十六人に増員されて以来のことです。



入館料などが決まった森林資料館



町長 加賀谷 行 政 説 明 会

非常勤特別職の報酬を改正

選挙管理委員会関係と教育委員会関係の非常勤特別職の報酬を他町村との均衡などを考慮し、四月から次のように改正することに決まりました。(内は改正前の額。)

- ▽選挙長 月額 五千元 (二千九百円)
- ▽選挙立合人 月額 四千元 (二千七百円)
- ▽投票管理員・開票管理員 月額 五千元 (二千九百円)
- ▽投票立合人・開票立合人 月額 四千元 (二千七百円)
- ▽五城目幼稚園長 月額 七千元 (六万五千元)
- ▽公民館長 月額 七千元 (五万円)

町税賦課徴収条例の一部改正

地方税法が昭和五十八年十一月に改正されたことに基づいて、五城目町税賦課徴収条例の一部が改正されました。

この改正により昭和五十九年度分の個人の住民税に限り、次のように取り扱います。

- ①配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額は、前年金額にそれぞれ七千円を加算した二十二万七千円とする
- ②配偶者控除、扶養控除の適用対象となる者の所得要件について給与所得などの所得限度額を三十万円とする
- ③勤労学生控除の適用要件である所得限度額を五十三万円とする

幼稚園の保育料を三千元に

五城目幼稚園の保育料を四月から月額三千元とすることに決まりました。これは、昭和五十四年に二千四百円に改定されて以来五年経過しており、現在の経済情勢や周辺町村との均衡などを考慮し、今回改定したものです。

広域体育館の使用料金を見直し

広域体育館の効率的な活用を図るため、今までの午前、午後というような料金区分を、四月から一時間単位の料金体系に改正することになりました。そして町民には優待券を発行し、町外の人よりも安い料金で利用していただくことになりました。また、割安な公園施設使用回数券を発売します。この優待券や回数券は、広域体育館だけでなく、雀籠運動公園内のテニスコート、弓道場、温水プール、町民センターに共通して使うことができます。

火葬場の使用料金を改正

火葬場使用料徴収条例の一部が改正になり、四月から胎児の場合も使用料が免除されます。また、町外の人の場合、千八百円であった使用料が一万四千円になりました。

町民センターの料金を見直し

広域体育館と同様に、町民センターの使用料も一時間単位の料金体系になります。また、町民は町外の人より安い料金で利用できますし、一般宿泊と合宿の場合では料金が違うようになります。

温水プールの使用料を改定

温水プールの使用料は、四月から二時間単位の料金体系になり、町民と雇用保険の被保険者は、町

外の人より安い料金で利用できます。また、今まで無料であった幼児については有料となり、町内在住の場合は二時間につき五十円です。

テニスコート・弓道場の使用は有料に

雀籠運動公園内のテニスコートと弓道場は、今まで無料でしたが、四月から有料にすることになりました。ただしテニスコートは、町内の学校がクラブ活動で使用する場合は、平日に限り無料です。使用料は、一時間単位で定められ、町民は低料金で利用できます。

また、弓道場は弓道だけでなく、研修会、会議、文化活動などでも使用できるようにします。

バンガロー、テントの使用料を改定

森山森林公園キャンプ場のバンガローとキャンプ用テントの使用料が、四月から変わります。これらの使用料は、五十一年に制定されて以来、改定されておらず、諸物価の上昇を考慮して今回改定したものです。(内は改定前の料金。)

▽バンガロー

一日につき 千円 (八百円)

▽キャンプ用テント

一日につき 五百円 (四百円)

部分林に関する条例を制定

現在、部分林に関する条例として「天皇陛下御在位五十周年記念部分林の運営に関する条例」「森林組合法の制定に伴う記念部分林の運営に関する条例」があります。部分林設定の都度、条例化しなければならぬ現状から今回、部分林について共通の条例が制定

されました。この条例の制定によって、既存の条例は廃止になります。

森山資料館の入館料などを定める

森山資料館の設置目的、運営、職員、入館料などを定めるための条例が制定されました。森山資料館は、新(山村)林業構造改善事業として五十六年から三カ年事業で建設され、建物はすでに完成。現在、五月開館を目指して準備が進められています。

森山資料館の入館料は次のとおりです。

- ▽一般 百円
- ▽小中学生 五十円
- ▽幼児 無料

長期総合発展基本構想を議決

本町の総合的、計画的な行政運営を図るための基本となる五城目町長期総合発展基本構想が議決されました。

この基本構想を策定するに当たっては、五十八年二月に各種団体長からなる策定審議会を設置し、それぞれの立場からの提言を求めました。その過程における内容は、その都度、町議会に報告し、意見を伺っています。特に、町民の行政需要を正確に把握するため、町民各層から広く斬新な提言を求める専門部会を開いています。また、全世帯を対象にしたアンケート調

査を行うなど、たくさんの方たちの意見や資料に基づきながら検討されました。

国土利用計画を審議

本町の適正で合理的な土地利用を図る目的で策定された五城目町国土利用計画が議決されました。この計画は、五城目町長期総合発展基本構想と同一歩調で策定が進められてきたもので、目標年次を六十五年とし、現在の土地利用区分が、宅地造成、はち整備事業、公共施設の整備などで、今後、どのように変化するかを予測しています。

後任に佐藤・川村・千田の三氏を推せん

本町には五人の人権擁護委員がおり、このうち三人が四月十五日で任期満了となります。後任の委員候補者として次の三氏を法務大臣に推せんすることに決まりました。

佐藤勝太郎(仲町・七七歳)

川村アヤ(川原町・六五歳)

千田良次(岡本・六〇歳)

請願一件、陳情一件を採択

今回提出された請願一件、陳情一件はいずれも採択されました。

・国鉄地域別運賃制度の導入反対に関する請願

・要望書(農産物輸入拡大阻止の陳情)

成功させよう

59 全国高校総体

五城目町会場……レスリング

8月1日～4日



カメラレポート



大川と杉沢で町政座談会

地区の問題点を話し合う

大川地区と杉沢地区で町政座談会が開かれ、地域の問題点や今後の計画などについて、町当局と話し合いました。

大川地区では2月17日午後6時半から環境改善センターを会場に、また杉沢地区は2月27日午後6時半から杉沢地区生活改善センターを会場にして行われました。町当局からは町長、助役や部室課長が出席し、地区のみなさんの質問や要望に対して意見を述べました。



環境改善センターで開かれた大川地区の座談会



菊作りについて説明を受ける町長

囲炉裏を囲んで懇談

農業青年たちが町長を招待

農業に取り組んでいる青年たちが、2月18日、町長を招いて懇談しました。

招待したのは農業近代化ゼミナールの会員など8人で、いずれも20代の若者たち。懇談は乙市の田中洋一さんのお宅で囲炉裏を囲んで行われました。なごやかな雰囲気の中で、青年たちと町長は農家の生活や農業の意義などについて話していました。

お知らせ

- ▽貸付限度額 80万円(1戸当り)
- ▽貸付の条件
 - ・利率年3パーセント(すえ置き期間中は無利子)
 - ・すえ置き期間 1年以内
 - ・償還期限 すえ置き期間を過ぎから9年以内
 - ・償還方法 元利均等年賦
- ▽貸付の申請に必要なもの
 - ①老人居室整備資金貸付申請書
 - ②所得証明、資産証明(申請者保証人)
 - ③工事見積書
 - ④老人居室整備計画平面図

お年寄りの部屋を改築したり、増築する場合、「老人居室整備資金」を利用してください。この貸付金は、年金積立金還元融資資金を活用し、資金不足の人に低利で融資するものです。貸付の内容は次のとおりです。

▽貸付対象
60歳以上の人(お年寄り)と同居していて、お年寄りの部屋を増改築する資金に困っている人

老人居室整備資金を

利用してください

申し込みは 3月31日まで



春分の日 3月20日

母子手帳の交付は

毎月第1・3水曜日

4月の交付日は4日と18日

四月から母子手帳を交付する日が次のようになります。

▽毎月第1水曜日・第3水曜日

午前10時～午後3時

(交付日が祝日に当たる場合は翌日が交付日になります)

▽4月の交付日

4月4日(第1水曜日)

4月18日(第3水曜日)

おいでになる方は、印かんを忘れないで持ってきてください。母子手帳の交付を受けた方には、保健婦による妊婦健康相談も同時に行いますのでなるべく本人がおいでください。

新里町

公営住宅の入居者募集

新里町の公営住宅入居者を募集しています。

募集内容は次のとおりです。申込書は役場建設課にあります。

▽募集戸数 1戸

▽受付期間 3月16日～31日

▽入居期日 4月15日(予定)

▽家賃 2万円

猟銃の検査

五城目警察署

▽日 時 4月18日

午前9時～午後1時

▽場所 五城目警察署

カメラレポート

全町総出で除排雪

町と住民が協力して

町では、3月4日を全町除雪デーに定め、除雪車やトラックなど42台を総出動させて、町内の除排雪を行いました。この作業は、町と住民の共同作業という形で進められ、全町のみなさんが協力してくれました。

町では、例年の2倍を越す積雪に、日夜、除排雪に務めていただけに、町内のみなさんの積極的な協力に感謝しています。



婦人や子供も参加した全町除雪デー（米沢町）



畑町町内会に町長から優勝旗が手渡されました

町内対抗総合10位まで表彰

社会体育研究集会

社会体育研究集会が2月26日、町民センターで町内のスポーツ愛好者やクラブ会員、社会体育協力員など約50人が参加して開かれました。

この研究集会は、健康で明るい町づくりのために、みんなが体育・スポーツに関心を持ち、参加しようというもので、二つの分科会に分かれて意見を交換しました。また、能代社会体育研究所の藤田保隆氏が「これからの社会体育」と題して講演しました。

席上、58年度町内対抗総合体育大会の表彰式が行われ、総合優勝の畑町町内会ほか、第10位までに表彰状などが贈られました。

- | | | |
|---------|----------|---------|
| ▶優勝 畑町 | ▶準優勝 浅見内 | ▶3位 八田 |
| ▶4位 西野 | ▶5位 古川町 | ▶6位 中村 |
| ▶7位 岩野 | ▶8位 富田 | ▶9位 上山内 |
| ▶10位 町村 | | |

4月ごみ収集日程表

「もえるごみ」

新里町、広ヶ野、希望ヶ丘、田町、上田町、今町、御蔵町、小池町、川原町、新町、一番町、古川町、紀久栄町、館町、中川原、樋口、岩城町	2日・5日・9日・12日 16日・19日・23日・26日
築地町、畑町、新畑町、東磯ノ目町、西磯ノ目町、矢揚崎、仲町、長町、米沢町、雀館、昭辰町、大川(1区～4区)	3日・6日・10日・13日 17日・20日・24日・27日
大川(1区～4区以外の地区)、馬川地区、馬場目地区、森山地区、富津内地区、内川地区	4日・7日・11日・14日 18日・21日・25日・28日

「もえないごみ」

新里町、広ヶ野、希望ヶ丘、田町、上田町、今町、御蔵町、小池町、川原町	14日・28日
新町、一番町、古川町、紀久栄町、館町、中川原、樋口、岩城町	13日・27日
築地町、畑町、新畑町、東磯ノ目町、西磯ノ目町、矢揚崎	12日・26日
仲町、長町、米沢町、雀館、昭辰町、大川(1区～4区)	11日・25日
馬場目地区、富津内地区、内川地区	9日・23日
大川(1区～4区以外の地区)、森山地区、馬川地区	10日・24日

注意・台所のごみ(もえるごみ)は必ずよく水切りをしてから出してください。

・「もえるごみ」と「もえないごみ」を混同して入れてある場合は収集しません。

五城目町清掃センター 電話 52-9904

電話の移転はお早めに

五城目電報電話局

(電話 52-2000)

転勤の多い三月、四月は、電報電話局の窓口が大変混雑します。で、移転先が決まりましたら、転居日の一週間前までに電話の移転を申し込んでください。申し込みの際には、次のことを確認します。

- ① 新住所、アパート名、部屋番号
- ② 引越月日
- ③ 工事希望日
- ④ 引越先、電話が架設されるまでの連絡先(電話番号等)

転入される方は、転居前の電話局で発行した「お客様記録票」を持参してください。

▽問い合わせ先

五城目電報電話局

森山荘のみなさん制作

「ひょうたん」の

飾り物を販売

老人ホーム森山荘のみなさんが作った「ひょうたん」の飾り物を、森山荘で販売しています。この飾り物は、大きき約十五センチで中に鈴が入っており、色は四色あります。価格は一個三百五十円。森山荘でお求めにならない方は、森山荘(電話 52-3263)へ連絡してください。

三月定例町議会

町長の施政説明から

第一次石油危機以来、我が国は、

経済活動の面においてもまた、社会意識の面においても、大きな構造的変化を遂げ、ソフト化、成熟化とも呼ばれる多彩な動きが進んでまいっております。今後進むべき道は、かつてのような量的拡大を強く志向する道ではなく、人々に物の面の豊かさに加えて精神的なうらおいや生きがいをもたらし、進取の活力を生み出す新しい道でなければならぬと考えます。

二十世紀末まであと十六年。国内外とも一つの大きな転換期にさしかかっている今日、我が町においては、自然との共存の中で、町民一体となって、より豊かな人間性と創造性を培う田園都市づくりに向けて、人づくりが町づくりの原点に帰結することを基

国・県の動向を見極め 活力ある町づくりを

本理念とした長期総合発展計画を基盤に、一歩一歩確実にその実をあげ、我々の子孫に誇りうる町づくりのための軌道を敷設してまいりたいと存じます。

五十九年度の財政計画につきましましては、国の予算内容が細部まで明確でないことから見通しについて確実な把握はできませんが、国の財政は五十九年度以降、引き続き大幅な財源不足から巨額の負債をかかえ、未曾有の危機に直面していることは確かでございます。

地方財政は国に依存するところが大きく、この影響は五十八年度以上に、交付税および各種の補助金の削減、合理化に顕著に現れて

七億一八七三万四千円で、五十八年度に引き続き、国、県の厳しい財政事情からの減額計上となった次第でございます。

また、地方債につきましましては、二億一〇二〇万二千円とし、十年前の発行額以下に抑制し、今後の財政運営のための健全化を図ってまいりたいと存じます。

その他の歳入につきましても、使用料、手数料等、実情に合わないものを見直しをするとともに、実績および今後の見通しをもとに、過大見積りにならないよう配慮し計上した次第でございます。

歳出につきましましては、第三次までの総合開発計画によりまして、各種公共施設の整備も一応なされましたことから、今後は人づくり等、ソフト面を重視いたし、五十九年度からはじま

ります長期総合発展計画を基盤に、さらに高度な町づくりのための努力を重ねてまいりたいと思っております。

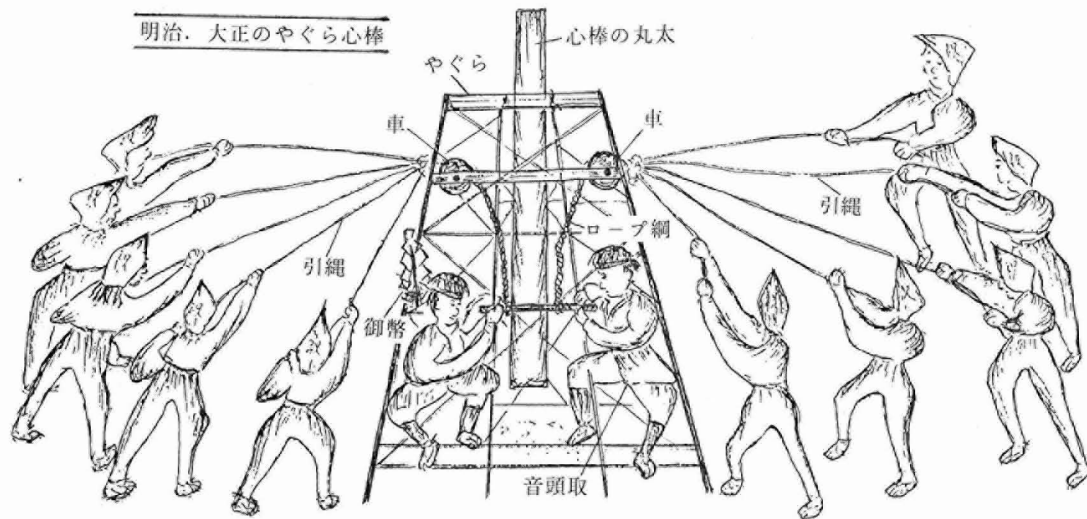
そのために、今以上、経費の徹底した節減合理化に努め、できるだけ住民の要望を汲みあげ、効率的な予算編成に配慮した次第でございます。

財産難からあるいは町民の皆様のご要望を十分満たすことのできない面もあるかと存じますが、議会の皆様はじめ、町民のご理解、ご協力のもと、より豊かで住みよい町づくりのため確実な前進を図るべく懸命の努力をしてまいります存でございます。

国、県の支出金は五・六％減の

我が町の落書 16

畠山 鶴松



明治、大正のやぐら心棒

(カット・題字＝畠山鶴松)

土突きと心棒突きについて

明治、大正当時、土突きと心棒突きは、蔵を建てたり、川に橋を架けるとき、杭を打ったり土を締めたりするとき多く使われた。石でも杭でも、沈まなかったりささらないとき強く丈夫にするため必ず使ったもので、一ツ上、二ツ上、三ツ上があった。

これは、引き繩をひと輪ずつ多くたぐって、一段一段高く上げ、石や杭を打つ力を強めるためである。

心棒のやぐらの中には、二人の音頭上げが入り、石とか杭の真中を空かせるように調節したり、音頭歌の音頭を取ったり、仕事がかどるように進めたものである。仕事は中の二人の合図によって一ツ上、二ツ上、三ツ上とそれぞれ歌の歌い方、繩の引き方も違ふものである。

心棒突きの歌

やぐら内で始めの音頭取りが「始まり早いば終りも早いヨイ アラアラ ドッコイヨイヤナ ヨイトコナー」と歌うと、女方は縫いて歌う

一ツ上の歌

「心棒心棒と上げれよ心棒力そえて ナー空までもヨシヨシヨイ アラレヤンコラレヤ ヨイトコナー」石の土台に金の柱 屋根は小判で ナーいであるヨシヨシヨイヨイアラランヨイトナー」(二ツ上歌から次号へ)

雀館運動公園の各施設

開放要領の改善を図る

町では四月から雀館運動公園各施設利用の拡大を期して、その開放要領の改善等を図りましたので、今後研修や健康づくりなどにより、いっそう活用していただきます。

各施設の共通改善事項

- ①利用希望者が利用しやすいように、使用時間・使用料金を一時間単位（ただし温水プールのみは二時間単位）に改めました。

- ②使用料金では、町民と町民以外（町内・町外）の格差をつけることにしました。したがって町内の全世帯に「優待券」を発行し、各施設使用申し込みの際は、それを運動公園事務局（町民センター事務室）に、実際使用の際はそれぞれの窓口で提示していただき、町民と町民以外を区別するものです。

- ③町内の全世帯への「優待券」は後日、各町内の町政協力員等を通じてお届けしますが、お手数でも各世帯で家族名等をお書き願います。また家族に異動があった場合は訂正願うとともに、家族ぐるみで他市町村等へ転出する場合は「優待券」を運動公園事務局へお返し願います。

- ④また町では利用者の利便をはかるため「回数券」と「一回券」を発行します。「回数券」は一綴り一、〇〇〇円で、一〇〇円券十一枚綴り（一枚サービス）と五〇円券二十二枚（二枚サービス）の二種類で一回券とともに、町民センター事務室で販売

しますので、大いに活用していただきます。

- ⑤町民センター・広域体育館・弓道場・テニスコートなどで行なう大会等大集会の際の利用については、従来のように事前に申し込む（電話等でも可）ことを原則としますが、施設に「あき」のある場合は、使用当日の申し込みも受け付けます。

- ・町民センター（公民館）の場合図書や図書室・ロビー等の利用は今までのように、事務室に話すだけで、自由に使用できます。

- ・広域体育館の場合広域体育館の利用方法については、町民センターとはほとんど同じですが、使用料金等が大きく変わった点は次の通りです。

- ①四月から無料になるもの・バレーボール・バドミントン・卓球・テニス・柔道・剣道用具等は無料となります。

- ②四月から減額になるもの・電光得点表示盤（一時間一コピーにつき二、〇〇〇円を三、〇〇〇円に）

- ・フロアシート（一回全部使用一、〇〇〇円を六、〇〇〇円に一枚につき一五〇円を一〇〇円に）

- ・ステージ（第一体育室用）一回全部使用二〇、〇〇〇円を八〇、〇〇〇円に、一台につき一、〇〇〇円を四〇〇〇円に

- ・ステージ（第二体育室用）一回全部使用九、〇〇〇円を四〇、〇〇〇円に、一台につき一

- ・屋内温水プールの場合①使用時間・使用料金（午前・午後・夜間とも同じ）は二時間単位の使用区分に変えました。

- ②町内と町外の料金格差をつけましたので、雇用保険の被保険者は「被保険者証」（主として町外利用者）を町内利用者は「優待券」を窓口で提示していただくに区別します。したがって「被保険者証」や「優待券」の提示のない場合は一般使用料となつて倍額の料金となります。

- ③他市町の施設の例や事故防止対策上から幼児も有料となります。

- ・テニスコートの場合他市町の例や維持管理費の増大さらに、将来の整備等から県など関係機関との協議を経て、四月から使用料を徴収することになります。例えば町内の方の利用の場合コート（人数に関係なく）一時間につき一〇〇円（参加料を集めない場合）といった程度の使用料金となります。

- ・弓道場の場合四月から「弓道場」を他の会議などにも開放することになります。（例えば弓道以外では謡曲・仕舞・囲碁・将棋・日本舞踊・書道・小人数の会合など）使用料金は、町内の方の利用で午前、午後とも一時間当り一〇〇円（三〇〇円（部屋によって異なる）以内、夜間で二〇〇円）五〇〇円以内となつています。ただし施設の特長性から弓道場での飲酒・宴会はできません。以上のように各施設ともひと通りの見直しをし、さらに他市町村の実例を参考にしながら検討を加えました。

3月28日は町議会議員選挙の投票日

私たちにあって最も身近な選挙である町議会議員の選挙が行われます。この選挙の意義をよく考えて、たいせつな一票を投じてください。

- 【告示日】 三月二十三日（金）
- 【投票日】 三月二十八日（水）
- （午前七時から午後六時まで）

ただし閉じる時刻を繰り上げる投票所は次のとおりです。

- ▼馬場目第三投票所 午前七時から午後五時まで
- ▼馬場目第四投票所 午前七時から午後五時まで
- ▼馬場目第五投票所 午前七時から午後五時まで
- ▼富津内第四投票所 午前七時から午後五時まで
- ▼内川 第三投票所 午前七時から午後五時まで

【投票所】

- ▼五城目第一投票所 築地町児童館
- ▼五城目第二投票所 旧五城目町役場第三会議室
- ▼五城目第三投票所 五城目幼稚園遊戯室
- ▼五城目第四投票所 五城目町公民館馬川分館会議室
- ▼五城目第五投票所 南秋田郡製材協会会議室
- ▼五城目第六投票所 上樋口公民館
- ▼馬場目第一投票所 町会館
- ▼馬場目第二投票所 中村林業集会所（中村公民館）
- ▼馬場目第三投票所 恋地公民館
- ▼馬場目第四投票所 杉沢公民館
- ▼馬場目第五投票所 合地林業集会所
- ▼富津内第一投票所 秋田末広繊維株式会社会議室
- ▼富津内第二投票所 富津内地区コミュニティセンター集会所
- ▼富津内第三投票所 富津内中学校理科室
- ▼富津内第四投票所 北北口公民館
- ▼内川 第一投票所 湯ノ又公民館
- ▼内川 第二投票所 内川児童館
- ▼内川 第三投票所 小倉公会堂
- ▼大川 第一投票所 大川多目的集会所
- ▼大川 第二投票所 西野公民館
- ▼大川 第三投票所 谷地中公民館
- ▼森山 投票所 森山公民館

【立候補届出】 立候補届出は三月二十三日（告示日）の一

日だけです。また、受付時間は午前八時三十分から午後五時までとなっています。

【不在者投票】

選挙の当日、正当な理由によって投票所において投票することができない場合に限り、選挙期日の告示の日（三月二十三日）から投票日の前日（三月二十七日）までの間に不在者投票を行うことができます。また、選挙の期日の告示前であっても不在者投票の請求をすることがあります。その場合には、投票用紙などの請求書に、選挙の当日自ら投票所に行き、投票することができない事由を申し立てる旨の本人の宣誓書を添付しなければなりません。（用紙は選挙管理委員会にあります）

【有権者の資格など】

選挙は昭和五十九年三月二十二日現在において調製した選挙時登録による選挙人名簿で行われます。

住所要件 三月二十二日まで三カ月間継続して住所を有した者（昭和五十八年十二月二十一日以前から居住し、住民基本台帳に登録されている者）

年齢要件 三月二十八日現在で満二十歳に達する者（昭和三十九年三月二十九日以前の出生者）※町外に転出した時点でこの選挙の選挙権はなくなります。

【入場券の配付】

入場券は町政協力員を通じて配付されます。町内転居者については、住民基本台帳に基づいて処理されましたが、三月十日以降のものは従前の住所地に配付されます。もし配付されない場合は、ただちに選挙管理委員会（電話24302）に連絡してください。

【開票日】

三月二十八日（水）即日開票午後七時から

【開票の参観】

五城目町開票区の選挙人に限り、開票を参観することができるようになっていますが、開票所（役場正庁）の関係で、一候補につき二人となっています。また一般参観人については先着五十人に制限されます。

正しい選挙に郷土も光る

みんなの広場

四渡園観音像

④ 小熊 順一(西野)

〔建立技術者〕

▽仏画(写真参照) 大小観音像
と不動明王等 高橋 万年

▽仮名文字(写真参照) 一〇詠歌
一番 三十三番 高橋 梅亭

石工 石工長 伊藤 為治
副 長 千田幸和藏

〔観音像建立者〕

一番 渡辺 祐藏・ヨシ

二番 若松 重吉・勇太郎

三番 吉川 富吉・スエ

四番 菊地庄之助

五番 渡辺喜一郎

六番 安東 リハ

七番 長谷川レツ

八番 加賀谷直治

九番 小森 タミ

十番 加藤 仁助・栗山時之助

十一番 石井 スガ

十二番 北島卯一郎

十三番 伊藤熊太郎

十四番 川村儀兵衛

十五番 菊地 鶴松

十六番 千葉 竹蔵・トク

十七番 長谷川小四郎・豊

十八番 渡辺徳太郎

十九番 今村久一郎

二十番 加藤 淀吉

二十一番 坂谷 清助

二十二番 加藤 竹治

二十三番 四代・渡辺全之助

二十四番 坂谷八十治

二十五番 渡辺松治郎

二十六番 湊 男之二 外五名

二十七番 村井 久藏

二十八番 菊地徳太郎

二十九番 中村 徳松・桜庭 ツマ

三十番 渡辺喜代藏

三十一番 近藤 泰助・キエ

三十二番 猿田嘉太郎

三十三番 渡辺彦兵衛

中央の発願文・大観音像碑(台石)高さ六〇センチ、幅二・二メートル、奥行一・五メートル。塔高さ二・九メートル、幅一・一メートル、厚さ二三センチ)には寄進者の氏名と住所が刻まれており、住所別の人員数は五城目百三名、馬川二名、内川三名、面湯二名、土崎四名、秋田五名、東京二名、北海道外六名、合計百二十七名となっております。

外に南無阿彌陀仏の供養塔(天海道人書)、故一関鉄之助氏の慰霊碑、くりから沢奥の不動明王、地蔵坂上の地蔵尊、石井秋溪の句碑等、大きいものは等身大よりさらに大きく、大、中、小の三段階で、その石材は仙台石とのこと。それぞれ堅固な台石に載った立派な石像が金山に配置されております。

四渡園観音像の拓本

町の人口と世帯

3月1日現在

人口	15,903人	(-29)
(男)	7,614人	(-14)
(女)	8,289人	(-15)
世帯	3,956世帯	(-8)

※()内は前月との比較

町の行事予定

3月19日～31日

19日(月)

・森山岡本地区懇談会(保健衛生)後5時

・春季農作業賃金及び料金協定会議(農業委員会)後1時30分

・役場4階会議室

22日(木)

・民生委員協議会(住民)後1時30分

・役場4階大会議室

23日(金)

・町議会議員選挙告示(選挙管理委員会)

・育英資金貸付審査委員会(学校教育)後1時30分

・役場4階大会議室

28日(水)

・町議会議員選挙投票開票(選挙管理委員会)

31日(土)

・磯ノ目区画整理審議会委員選挙投票(都市計画)前9時

・役場正庁



森山荘に
寄せられた善意

春の全国交通安全運動

4月6日(日)から
4月15日(日)まで

～新入学(園)児を
交通事故から守ろう～

